

事務連絡
令和6年6月14日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（陸上交通）に係る補助要件の緩和等
について

過疎地等の地域において必要な移動手段を確保・維持するための乗合バス、コミュニティバス、乗合タクシー、自家用有償旅客運送については、新型コロナウイルス感染症の影響により輸送人員が減少している中で、地域の生活や産業を支えるサービスの継続が求められていることから、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（陸上交通）に係る補助要件等については、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」（以下「実施要領」という。）の規定にかかわらず、下記のとおり取り扱うこととするので、了知するとともに、関係者あて周知をお願いいたします。

なお、令和5年6月1日付け事務連絡「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（陸上交通）に係る補助要件の緩和等について」は本事務連絡をもって廃止します。

記

1. 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について

- (1) 交付要綱別表1「補助対象事業の基準」の補助対象事業の基準「へ」の「過去に2ヶ年度連続して1日当たりの実績輸送量が15人未満又は150人超ではないもの。」について、令和3年度、令和4年度及び令和5年度における実績輸送量が、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等により15人未満となっても、これにより補助対象外とすることはない。
- (2) 交付要綱別表1「補助対象事業の基準」の補助対象事業の基準「へ」の「補助対象期間の1日当たりの輸送量が15人～150人と見込まれ」における1日当たりの輸送量（以下「計画輸送量」という。）の計算においては、交付要

網別表 1 及び別表 3 の注意書き 1～3 における「計画運送収入」（交付要綱様式 1－5 の運送収入）に、交付要綱（令和 4 年 2 月 15 日付け国総地第 61 号他）附則第 20 条第 2 項及び交付要綱（令和 5 年 3 月 3 日付け国総地第 91 号他）附則第 2 条第 2 項の規定に基づき交付された補助金額のほか、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う運送収入の減収分を補填する等の目的により交付された地方公共団体等の補助金額を収入として算入できるものとする。なお同計算方法を採用した場合でも、計画輸送量が 1 日あたり 15 人未満となる場合においては、実情を鑑み個別に判断することとする。

（参考）計画輸送量＝計画平均乗車密度×計画運行回数

計画平均乗車密度＝計画運送収入÷計画実車走行キロ÷平均賃率

（3）上記の措置は、令和 2 年度から令和 6 年度までの計画において補助対象となっている系統にのみ適用する。

2. その他

上記のほか、地域の特性・実情を踏まえ個別に判断が必要となる場合は、各担当まで問い合わせ頂きたい。

以上